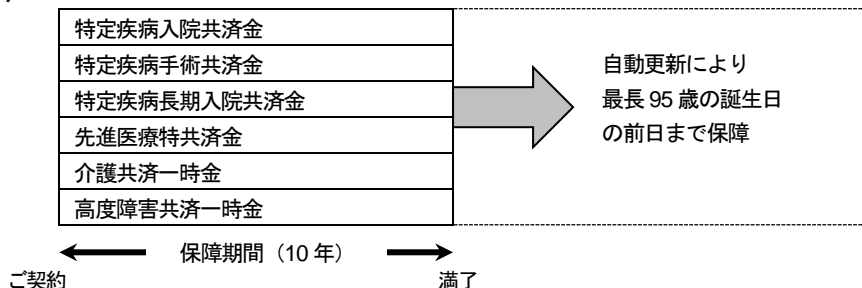


●介護保障付特定疾病医療特約●

■しくみ



■お支払事由など（お支払事由の詳細およびお支払いできない場合等については、ご契約のしおり（約款）をご覧ください。）

お支払いする共済金等	お支払事由	お支払額（1口あたり）	お支払限度	受取人
特定疾病入院共済金	責任開始期以後に生じた所定の特定疾病（ガン、心疾患、脳血管疾患）の治療のために2日以上入院されたとき	入院日額（5,000円）×入院日数	通算1,000日	特約契約者 (*9)
特定疾病手術共済金	責任開始期以後に生じた特定疾病の治療のために所定の手術を受けられたとき	手術の種類により、入院日額（5,000円）の10・20・40倍(*1)	通算限度なし	
特定疾病長期入院共済金	特定疾病入院共済金の支払われる1回の入院(*2)が180日、210日、240日、270日、300日、330日となったとき	契約（更新）時の年齢に応じた金額(*3)	通算限度なし	
先進医療共済金	責任開始期以後に生じた特定疾病の治療のために先進医療による療養を受けられたとき(*4)	先進医療に係る技術料に応じ、入院日額（5,000円）の10倍～610倍(*5)	通算限度なし	
介護共済一時金(*8)	責任開始期以後に生じた傷害または疾病により所定の要介護状態(*6)になられ、その状態が180日継続したとき	100万円	—	
高度障害共済一時金(*8)	責任開始期以後に生じた傷害または疾病により高度障害状態(*7)になられたとき	100万円	—	

(*1) 対象となる手術および給付倍率については、ご契約のしおり（約款）別表をご覧ください。同時に2種類以上の手術を受けられたときは、もっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ特定疾病手術共済金をお支払いします。

(*2) 同一の疾病（病名が異なる場合でも、医学上重要な関係がある場合を含みます。）による2回以上の入院は、1回の入院とみなします。

(*3) 特定疾病長期入金共済金のお支払額は、180日から330日まで30日ごとに以下の金額となります。

契約・更新年齢	保障額
15歳～54歳	300,000円×最高6回
55歳～64歳	200,000円×最高6回
65歳～74歳	100,000円×最高6回
75歳～94歳	50,000円×最高6回

(*4) 先進医療とは、健康保険法等の規定にもとづき、療養の日において、厚生労働大臣により定められている先進医療に該当する療養のことをいい、当該療養ごとにその取扱いが認められた保険医療機関で受けた療養に限ります。

(*5) 先進医療にかかる技術料に応じた給付倍率については、ご契約のしおり（約款）別表をご覧ください。

(*6) 所定の要介護状態については、ご契約のしおり（約款）をご覧ください。薬物依存によりお支払事由に該当された場合には、介護共済一時金をお支払いしません。

(*7) 対象となる高度障害状態についてはご契約のしおり（約款）別表をご覧ください。

(*8) 介護共済一時金と高度障害共済一時金は重複してお支払いしません。いずれかの共済一時金をお支払いした場合には、特約は消滅します。

(*9) 特約契約者が死亡した場合は、次の順序で上位の者が共済金等の受取人となります。

①特約契約者の配偶者 ②同子女 ③同父母 ④同孫 ⑤同祖父母 ⑥同兄弟姉妹

* ご契約に関するお問い合わせ：カスタマーセンター一部 0120-977-010（受付時間9：00～19：00 土日・祝日・年末年始を除く）

* 共済金のご請求：0120-977-002（受付時間9：00～17：00 土日・祝日・年末年始を除く）

楽天生命保険株式会社 〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス

ご契約のしおり（約款） 介護保障付特定疾病医療特約

介護保障付特定疾病医療特約の趣旨について

この特約は、ガン、心疾患、脳血管疾患の3大疾病により、入院・手術・長期入院・先進医療を受療し、または所定の要介護状態・障害状態（高度障害状態）になった際に、共済金をお支払いするものです。

特約契約者の資格・保障

■介護保障付特定疾病医療特約の付加

第1条 この特約は、共済契約（以下「主たる共済契約」といいます。）締結の際、会社の定めるところにより、主たる共済契約に付加して申し込むことができます。この場合、主たる共済契約の共済契約者を特約契約者としてします。

- 2 前項の定めにかかわらず、主たる共済契約の締結後、新たにこの特約を付加する場合には、新たにこの特約の申し出と告知をいただき、会社は特約契約者選択を行い、承諾したときは、この特約を主たる共済契約に付加することができます。
- 3 この特約の契約口数は、会社の定めるところにより取り扱います。
- 4 この特約を主たる共済契約に付加した場合には、この特約に関する特約証書を発行します。

■責任開始期、保障期間、掛金の払込

第2条 この特約の責任開始期、責任開始日および契約日（以下「特約契約日」といいます。）は、主たる共済契約と同一とします。

- 2 前条第2項の場合にはこの特約に関する告知の時またはこの特約に対する初回掛金を受領した時のいずれか遅い時をこの特約の責任開始期とし、責任開始期の属する日を責任開始日とします。この場合、特約契約日は責任開始日の属する月の翌月1日とします。
- 3 保障期間は、特約契約日から10年間とします。
- 4 保障期間満了日までの掛金が払込まれ、かつ、特約契約者から保障期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨の通知がない場合、自動更新されます。
- 5 前項の自動更新については、次のとおり取り扱います。
 - ①自動更新の場合には、継続した保障期間とみなします。
 - ②更新後の保障期間は、満年齢95歳の誕生日の前日を限度とします。
 - ③ご契約のしおりおよび掛金等は将来変更されることがあります。更新後の特約には、更新日のご契約のしおりおよび掛金等が適用されます。
 - ④更新日に会社がこの特約を取り扱っていない場合には、会社は自動更新を取り扱いません。
- 6 掛金の金額は契約年齢により計算します。また、特約が更新された場合、更新後の掛金の金額は、更新時の年齢（以下「更新年齢」といいます。）により計算します。
- 7 この特約の掛金は、月払とし、主たる共済契約の掛金と同時に主たる共済契約と同一の口座から振り替えます。

保障（共済金）の内容

■共済金・共済一時金

第3条 この特約の共済金は、契約年齢（特約が更新される場合には更新年齢）に応じて、次のとおりとなります。

特定疾病入院・特定疾病手術・特定疾病長期入院・先進医療共済金、介護・高度障害共済一時金（1口当たり）

契約・更新年齢	保障額				
	特定疾病入院	特定疾病手術	特定疾病長期入院		先進医療
15歳～19歳	1日 5,000円 (入院日額)	入院日額の10倍・20倍・40倍	180日から330日まで30日毎に	300,000円 ×最高6回	入院日額の10倍から610倍
20歳～24歳					
25歳～29歳					
30歳～34歳					
35歳～39歳					
40歳～44歳					
45歳～49歳					
50歳～54歳					
55歳～59歳					
60歳～64歳					
65歳～69歳					
70歳～74歳					
75歳～79歳					
80歳～84歳					
85歳～89歳					
90歳～94歳					一時金 100万円 (特約消滅)

■特定疾病入院・特定疾病手術・特定疾病長期入院・先進医療共済金の支払

第4条 この特約において支払う共済金の種類、支払事由、支払額および受取人は、次のとおりとなります。

種類	支払事由	支払額	受取人
特定疾病入院共済金	特約契約者が、保障期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき ①責任開始期以後に発病した第3項に定める特定疾病（以下「特定疾病」といいます。）の治療を目的とする入院（入院とは、医師（法的に医師または歯科医師の資格を持つ者をいいます。以下同じ。）による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下同じ。） ②病院または診療所における入院（病院または診療所とは、医療法に定める日本国内にある病院もしくは患者を収容する施設を有する診療所、またはこれらと同等の日本国外にある医療施設をいいます。以下同じ。） ③入院日数が2日以上継続した入院	特定疾病による入院1回につき、 (入院日額) × (入院日数)	特約契約者
特定疾病手術共済金	特約契約者が、保障期間中に、次のいずれにも該当する手術を受けたとき ①責任開始期以後に発病した特定疾病の治療を直接の目的とする手術 ②病院または診療所において受けた手術 ③別表1に定めるいずれかの種類の手術	1回の手術につき、(入院日額) × (別表1に定める手術給付倍率)	特約契約者

種類	支払事由	支払額	受取人
特定疾病長期入院共済金	特約契約者が、特定疾病入院共済金が支払われる入院をし、保障期間中に入院日数が継続して180日、210日、240日、270日、300日、330日の各日数となったとき	第3条に定める額	特約契約者
先進医療共済金	特約契約者が、責任開始期以後に発病した特定疾病の治療のため、保障期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療に係る技術料に応じ、(入院日額)×(別表2に定める給付倍率)	特約契約者

- 2 特定疾病入院共済金は、その支払日数を通算して1000日を限度とします。
- 3 この特約において特定疾病は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。ただし、病名の確定は、医師によって病理組織学的所見(剖検・生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線・内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによりなされることを要します。

病名	ICD-10 基本分類	
①ガン	C00~97	悪性新生物
	D00~09	上皮内新生物(良性を除く)
②心疾患	I01~I09	リウマチ性心疾患
	I20~I25	虚血性心疾患
	I26~I28	肺性心疾患、肺循環疾患
	I30~I52	その他の型の心疾患
③脳血管疾患(外傷性のものを除く)	I60~I69	脳血管疾患

- 4 先進医療共済金の対象となる先進医療とは、健康保険法等の規定に基づき、療養の日において、厚生労働大臣により定められている先進医療に該当する療養のことをいい、当該療養ごとにその取扱が認められた保険医療機関で受けた療養に限り、
- 5 特約契約者が特定疾病以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中に特定疾病の治療を開始したときは、その特定疾病の治療を開始した日から終了した日までの入院について、本条の規定を適用します。
- 6 特定疾病入院共済金の支払事由に該当する入院を開始したときに異なる特定疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる特定疾病を併発した場合は、その入院開始の直接の原因となった特定疾病による継続した1回の入院とみなします。
- 7 特定疾病の治療を直接の目的とする入院日数には、次の各号を含みます。
- ① 特定疾病入院共済金の支払事由に該当する入院中に、特定疾病以外の疾病または傷害の治療を開始し入院を継続した場合で、その特定疾病以外の疾病または傷害の治療を開始した日以後の入院日数のうち、特定疾病の治療を目的とした入院と会社が認めた日数
- ② 特定疾病以外の疾病または傷害による入院中に特定疾病と診断確定された場合で、その特定疾病の診断確定日以前の入院日数のうち、特定疾病の治療を目的とした入院と会社が認めた日数
- 8 保障期間中に入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった特定疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、特定疾病入院共済金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

- 9 転入院または再入院をした場合には、会社が認めた限りにおいて、継続した1回の入院とみなします。
- 10 同時に2種類以上の特定疾病手術を受けた場合には、給付倍率の高い、いずれか1種類の手術についてのみ、特定疾病手術共済金を支払います。
- 11 責任開始期前に発病した特定疾病の治療を目的として入院し、または手術を受けた場合でも、責任開始日からその日を含めて2年を経過した後に、初めて入院を開始し、または手術を受けたときは、その入院または手術は責任開始期以後の原因によるものとみなします。

■介護・高度障害共済一時金の支払い

第5条 この特約において支払う共済一時金の種類、支払事由、支払額および受取人は、次のとおりとなります。

種類	支払事由	支払額	受取人
介護共済一時金	特約契約者が、保障期間中に次のいずれにも該当することが医師によって診断確定され、介護を開始したとき ①責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病により(薬物依存を除く)③に定める要介護状態に該当したこと ②③に定める要介護状態がその該当した日から起算して180日継続し、回復の見込みがないこと ③次のいずれかに該当した要介護状態であること (1)常時寝たきりで、かつ、次の1)から4)のうち1項目以上に該当し、他人の介護を要する状態。 1)衣服の着脱が自分ではできない 2)入浴が自分ではできない 3)食物の摂取が自分ではできない 4)大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない (2)医師により器質性痴呆と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態。ただし、見当識障害は、「器質性痴呆」の診断確定を行った医師によって診断されることを要します。	一時金 100万円	特約契約者
高度障害共済一時金	特約契約者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として保障期間中に別表3に定める高度障害状態(以下「高度障害状態」といいます。)に該当したとき。なお、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病(責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り)を原因とする障害状態があらたに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	一時金 100万円	特約契約者

- 2 薬物依存とは昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬を含みます。
- 3 常時寝たきりとは、ベッド柵につかまったり、他人の介助がないと寝返りができないか、または歩行器を使用したり、他人の介助がないと歩行ができない、いずれかに該当する状態をいいます。
- 4 器質性痴呆とは、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」に記載された分類項目中、

F00～F09「症状性を含む器質性精神障害」に分類されるものと、次の(1)、(2)のすべてに該当する「器質性痴呆」であることを要します。

- (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - (2) 正常に成熟した脳が(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- 5 意識障害とは、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確に受け取って反応することが障害された状態をいいます。
- 6 見当識障害とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。
- (1) 時間の見当識障害：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
 - (2) 場所の見当識障害：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
 - (3) 人物の見当識障害：日頃接している周囲の人の認識ができない。
- 7 会社が特約契約者の介護状態または高度障害状態を認めて、介護共済一時金または高度障害共済一時金をお支払いした場合には、この特約は、介護状態または高度障害状態になった時に遡って消滅します。
- 8 前項によりこの特約が消滅した場合であっても、消滅前に開始した特定疾病入院共済金の対象となる入院が継続している場合には、当該入院にかかる特定疾病入院共済金および当該入院中に生じた当該入院にかかる特定疾病手術・特定疾病長期入院・先進医療の各共済金は、この特約の消滅後であっても消滅前とみなして支払います。

共済金の請求・支払

■共済金の請求・支払手続

第6条 共済金(共済一時金を含みます。以下同じ。)の支払事由が生じたときは、特約契約者または共済金の受取人は速やかに会社に請求してください。

2 共済金の支払事由が生じたときは、次の会社所定の書類を共済金の種類に応じて提出してください。

- ①所定の共済金支払請求書
- ②医師の診断書(入院・手術・先進医療治療証明書、介護状態・障害状態を記載した医師の証明書)
- ③共済金の受取人の印鑑証明書
- ④特約契約者および共済金の受取人の戸籍謄本
- ⑤特約証書
- ⑥先進医療治療費として支払済の領収書

3 会社は前項で定めた書類以外の提出を求めることができます。

4 共済金は、その請求に必要な書類が会社に到着してから(到着の翌日から、その日を含めて起算して)5営業日以内に特約契約者または共済金の受取人の指定口座に振込みます。ただし、その指定口座は、日本にある口座に限ります。

5 共済金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から共済金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、共済金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて30日を経過する日とします。この場合、会社は共済金の請求をした者にその旨を通知します。

- (1) 共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
共済金の支払事由に該当する事実の有無
- (2) 共済金を支払わない場合に該当する可能性がある場合
共済金の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(4) この特約条項に定める前号以外の解除事由または詐欺に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項または特約契約者の特約締結の目的もしくは共済金請求の意図に関する特約の締結時から共済金請求時までにおける事実

6 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、共済金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。この場合、会社は共済金の請求をした者にその旨を通知します。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 30日

(2) 前項第2号から第4号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日

(3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 90日

(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、特約契約者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日

7 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、特約契約者または共済金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は共済金を支払いません。

8 共済金を請求する権利は、3年間請求がない場合消滅します。

■共済金の代理請求

第7条 共済金の支払事由が生じ、特約契約者に共済金を請求できない事情があるときは、特約契約者の配偶者(配偶者がいないときは、特約契約者と同居し、または特約契約者と生計を一にしている3親等以内の親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、特約契約者のために特約契約者に代って共済金を請求することができます。この場合、その後重複してその共済金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

特約の無効・解除・取消・失効・終了

■特約の無効、解除、取消、失効、終了

第8条 次の場合、この特約は無効となります。

- (1) 申込みが特約契約者の意思によらなかったとき
- (2) 申込みの日において、特約契約者が特約契約者の資格の範囲外であったとき、または責任開始期前にすでに死亡していたとき

2 特約契約者が、故意または重大な過失により、共済金申請書の記載事項(会社が告知を求めた事項)に不実のことを告げたとき、または重要な事実を告げなかった場合(告知義務違反の場合)には、この特約は将来に向かって解除されます。

3 次のいずれかに該当する場合には、会社は、前項の規定による特約の解除をすることができません。

- (1) 特約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実

- を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
- (2) 会社のために特約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。)が、特約契約者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、特約契約者に対し解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 特約の締結または復活後、会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1カ月を経過したとき
 - (5) 責任開始日からその日を含めて2年以内に共済金の支払事由が生じなかったとき
- 4 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、特約契約者が、会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
 - 5 本共済制度の趣旨に反する次のような行為があった場合には、この特約は将来に向かって解除されます。
 - (1) 特約契約者がこの特約の共済金を取得する目的で事故を発生させていた場合
 - (2) 共済金の受取人がこの特約の共済金の請求に関し詐欺行為を行った場合
 - 6 特約契約者の詐欺により特約を締結または復活したときは、会社は特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ掛金は払い戻しません。
 - 7 払込期月中に掛金の払込がない場合、払込期月の翌月1日から末日までが猶予期間となります。猶予期間満了日までに共済金の支払事由が生じたときは、未払込掛金を共済金から差し引くこととします。猶予期間満了日までに掛金の払込がない場合には、猶予期間満了日の翌日から、この特約は失効します。
 - 8 特約契約者が死亡したときは、この特約は終了します。
 - 9 特約契約者は、いつでも将来に向かって解約の手続きをとることができます。ただし、解約による解約返戻金はありません。
 - 10 主たる共済契約が無効、解除、取消、失効、終了、消滅となった場合には、この特約は、同時に、無効、解除、取消、失効、終了、消滅となります。

■共済金の不支払

- 第9条 共済金の支払条件は、第4条および第5条の定めるところによります。
- 2 前項の定める条件によるほか、次の場合には、共済金を支払いません。なお、すでに共済金が支払われていたときは、会社は、その返還を請求することができます。
 - (1) この特約が無効であったとき、解除されたとき、または失効したとき
 - (2) 特約契約者の故意または犯罪行為によって共済金の支払事由が生じたとき
 - (3) 特約契約者の重大な過失によって介護共済一時金の支払事由が生じたとき
 - (4) 自殺をはかったことによって共済金の支払事由が生じたとき
 - 3 地震・噴火または津波、戦争その他の変乱によって共済金の支払事由が発生し、この共済制度の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めた場合は、その影響の程度に応じて共済金を削減して支払うことがあります。

特約内容の変更・その他

■特約内容の変更、解約

- 第10条 住所・氏名に変更が生じた場合は、所定の様式に従い、会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 前項の通知がなく、特約契約者の住所を会社が確認できなかった場合には、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、特約契約者に到達したも

のとみなします。

- 3 掛金振替指定口座を変更される場合は、所定の様式に従い、変更していただきます。
- 4 解約する場合は、特約証書裏面の通信欄に「①解約日②解約の旨」を記載し、「③署名④捺印」のうえ送付、または所定の様式に従い申し出てください。掛金の振替は解約日の属する月を最後に停止し、解約日をもって保障を終了します。ただし、記載された解約日以後に書類が到着した場合、書類の到着した日を解約日とします。

■特別条件

- 第11条 契約時に特約契約者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しないときは、その危険の種類および程度に応じて共済金または掛金に特別条件を付する場合があります。この場合、特別条件の内容および特別条件を適用する期間は特約証書に表示します。
- 2 特別条件を付した特約を更新する場合で、前項の規定により特約証書に表示された期間が全期間である特別条件については、更新前の特約に付された特別条件と同一の条件を付して更新します。

■配当・解約返戻金

- 第12条 この特約には配当および解約返戻金はありません。

■主たる共済契約のしおりの準用

- 第13条 この特約に特段の定めなき事項がある場合には、主たる共済契約のご契約のしおりを準用します。

■管轄裁判所

- 第14条 この特約における共済金等の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地を管轄する地方裁判所のみをもって、合意による管轄裁判所とします。

■特約の復活に関する特則

- 第15条 主たる共済契約の復活の際に、特に申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 特約の復活の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の告知書で告知を求めた事項について、特約契約者は、その書面により告知してください。また、会社が指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。
 - 3 会社が、第1項の規定により請求された復活を承諾したときは、特約契約者は主たる共済契約の延滞掛金とともに特約の延滞掛金を払い込んでください。
 - 3 本条の規定により特約を復活する場合には、次のとおり取扱います。
 - (1) 第2条第1項および第2項の特約の責任開始期の規定にかかわらず、この特約の責任開始期および復活日は、主たる共済契約を復活した場合の責任開始期および復活日と同一とします。
 - (2) 第4条、第5条第1項および第8条第1項中、「責任開始期」とあるのは「最後の復活の際の責任開始期」と読み替えます。
 - (3) 第8条第3項中、「責任開始日」とあるのは「最後の復活の際の復活日」と読み替えます。
 - (4) 第8条第2項中、「共済契約申込書」とあるのは「主たる共済契約の復活請求書」と読み替えます。
 - (5) 第11条第1項中、「契約時」とあるのは「契約時または復活時」と読み替えます。

別表1 特定疾病手術共済金 対象となる手術および給付倍率
「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～16を指

します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	給付倍率
1	四肢切断手術（手指・足指を除く。）	20
2	体内用ペースメーカー埋込術	20
3	観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
4	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	40
5	直視下心臓内手術	40
6	心膜切開・縫合術	20
7	頭蓋内観血手術	40
8	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術）	20
9	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーターによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
10	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーターによる手術は除く。）	40
11	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
12	上皮内癌手術	10
13	悪性新生物による乳房切除後の乳房再建術	10
14	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーターによる手術は除く。）	20
15	新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
16	手指切断術（末節の2分の1以上の切断術）・足指切断術（母指は末節の2分の1以上、その他の指は遠位指節間関節以上の切断術）	10

別表2 特定疾病 先進医療に係る給付倍率

先進医療に係る技術料	給付倍率
～10万円以下	10
10万円超～20万円以下	20
20万円超～30万円以下	30
30万円超～40万円以下	40
40万円超～50万円以下	50
50万円超～60万円以下	60
60万円超～70万円以下	70
70万円超～80万円以下	80
80万円超～90万円以下	90
90万円超～100万円以下	100
100万円超～120万円以下	110
120万円超～140万円以下	130
140万円超～160万円以下	150
160万円超～180万円以下	170
180万円超～200万円以下	190
200万円超～250万円以下	210
250万円超～300万円以下	260
300万円超～350万円以下	310
350万円超～400万円以下	360
400万円超～450万円以下	410
450万円超～500万円以下	460
500万円超～550万円以下	510
550万円超～600万円以下	560
600万円超～	610

別表3（高度障害状態）

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し終身常に介護を要するもの
- ④両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永

久に失ったもの

- ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考〔高度障害状態〕

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 視力を全く永久に失ったものとは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

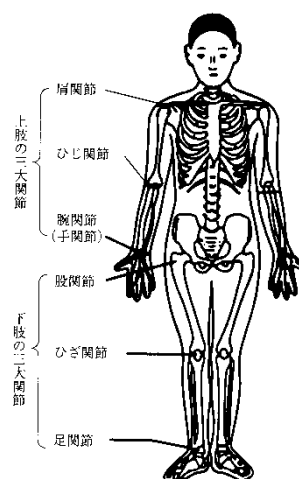
③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

身体部位の名称



附則

ご契約の時期により、お取扱いの内容が異なる場合があります。以下の事項についてもご確認ください。

- 平成18年9月30日以前に締結された特約については、第2条（責任開始期、保障期間、掛金の払込）第2項の規定にかかわらず、第1条（介護保障付特定疾病医療特約の付加）第2項の場合には契約日は特約証書に記載された日となります。